

第20節 自主防災活動

所 管 市民局…避難所支援班 消防局…消防班

1 基本方針

地震発生時において、市民、自主防災組織及び事業所がとるべき活動について定める。

【参照】資料1 金沢市における自主防災組織活動指針

資料2 自主防災組織一覧表

2 市民のとるべき措置

市民は、「自らの安全は自らが守る」という自覚のもと、次のことについて可能な限りの防災活動を行う。

- ア 身の安全の確保
- イ ラジオ、テレビや防災関係機関の同報防災無線等による正確な情報の把握
- ウ 出火防止措置及び初期消火活動
- エ 近隣相互のたすけあい精神による救出、救護活動
- オ 適切な避難行動（自家用車の利用の自粛）
- カ 幼児、児童、生徒が登校、登園している場合は、学校、幼稚園、保育所との打合せ事項により、連携対応をとる。
- キ 自力による生活手段の確保

3 自主防災組織のとるべき措置

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯感に基づき活動を行うものとし、別に定める「金沢市における自主防災組織活動指針」に基づき、市や地元消防団、防災関係機関と連携協力した活動を行う。以下、その概要を掲げる。

（1）自主防災組織の活動拠点

本市の自主防災組織は、地域的に一体性を有し、効果的な活動が行えるよう小学校区等の単位での組織編成を進めている。

このため、各自主防災組織の活動拠点は、小学校など本章第12節「避難誘導」において拠点避難場所として指定する施設に設置する。

（2）住民の安否確認

災害時には、高齢者・障害のある人など要配慮者及び避難支援者に対し、避難準備情報等を迅速かつ確実に伝達し、安否確認を行う。なお、安否確認に当たっては平常時より要配慮者などの所在、情報等を把握・共有化するなど、安否確認・避難誘導等が円滑

にできる体制の整備に努めておくものとする。

(3) 情報の収集及び伝達

- ア 地域における災害の被害状況（人的被害、建物被害、浸水、がけ崩れ等の概略的状況）を早期に把握収集し、直ちに防災関係機関に対し通報するとともに、必要な場合には災害応急活動を要請し、防災関係機関と協力して適切な災害応急活動を行う。
- イ 無線（同報防災無線等）や有線、口頭連絡等多様な手段により防災関係機関からの災害情報の収集に努め、これらを地域住民に対し迅速かつ正確に伝達を図り、周知徹底に努める。

(4) 出火防止及び初期消火

震災時における自主防災組織（消火班）の活動基準を次に例示する。

- ア 地震が発生した場合、消火班員は、自分の家庭や家族の安全対策を講じた後、速やかにあらかじめ定めた場所に集合する。
- イ 使用している火を直ちに消すよう拡声器等により周知徹底する。
- ウ 地域内に火災が発生した場合は、直ちに出勤し、消火活動に当たる。この場合の消火活動は原則として屋外で行う。
- エ 火災が拡大して危険となった場合は、消火活動を中止し、避難する。
- オ 消防機関が到着したら、その指示に従う。
- カ 地域内に事業所の自衛消防隊がある場合は、協力して消火活動に当たる。

(5) 避難誘導

- ア 自主防災組織は、地域の避難誘導の中心的役割を担当し、地域に適合した避難計画に基づき、また、避難行動要支援者名簿を活用し、避難誘導の責任者の指示に従って全員が組織としてまとまって避難する。
- イ 避難誘導班員は、避難に際して住民が不必要な荷物を持たないように注意するとともに、乳幼児や高齢者、障害のある人、外国人、社会福祉施設入所者などの要配慮者の避難支援を行い、安全避難に努める。

(6) 救出救護

① 救出活動

- ア 救出活動が必要な場合には、速やかに消防等の出勤を要請するとともに、救出救護班員は、近隣住民の協力を得ながら、資機材を有効に活用して迅速な救出活動を行う。
- イ 救出活動は、状況に応じて周囲の人の協力を求め、二次災害の発生の防止に努めながら活動を行う。
- ウ 救出に際し火災が発生した場合は、火災を制圧しつつ救助活動に当たる。

② 救護活動

負傷者が出た場合は、住民自らにより応急救護活動を行うとともに、その負傷の程度により、中等症者は医療救護所へ、重症者は救護病院への搬送を行う。

(7) 給食・給水

防災倉庫等に備蓄してある釜、鍋、燃料等を活用して自主的な給食、給水活動を行うとともに、防災機関が行う給食・給水活動に協力し、組織的に整然と避難住民に配給ができるよう活動する。

(8) 避難所を開設した時の避難生活の運営管理協力

避難所が開設された場合には、自主防災組織は、避難所住民による自主防災組織役員、学校等施設管理者、市派遣職員等と協力して「避難所運営協議会」を設置し、避難生活が良好に秩序立って運営管理されるよう努める。この活動内容等は、「資料 33 避難所生活基本計画」に定める。

【参照】資料 33 避難所生活基本計画

(9) その他のコミュニティ活動

救援物資の配布、ごみ処理、防犯、衛生美化、生活助け合い、義援金募集、広報、まちづくり活動など多様なコミュニティ活動を自主的かつ積極的に展開する。

4 事業所のとるべき措置

事業所は、利用者、従業員等の安全を確保し、災害の拡大防止と混乱防止に努めるとともに、地域コミュニティの一員として自主防災組織等と連携をとり地域社会に貢献する防災活動を行い、地域社会の安定確保に積極的に協力する。

- ア 自衛防災組織の迅速な編成、出動
- イ 正確な情報の収集と顧客等への伝達
- ウ 出火防止措置及び初期消火活動、危険物の安全管理の確認
- エ 顧客等の安全を確保する適切な避難誘導行動及び一時保護
(高齢者・障害のある人等要配慮者への配慮、車両等の利用自粛)
- オ 従業員等の災害発生直後の帰宅による混乱防止や安全確保のための帰宅抑制及び事業所への待機に努める
- カ 自主防災組織と連携した地域における救出救護、消火等の防災活動
- キ 事業所としてできる経済社会安定活動
- ク 災害応急資機材の提供などの地域貢献活動

第21節 ボランティア活動の支援

所 管 福祉局…福祉班 保健局…保健救護班 関係各局

1 基本方針

災害発生時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、県や関係団体と連携を図りながら、被災地域のボランティアニーズの把握やボランティアの要請、登録、現場派遣、調整等を行う。また、ボランティア活動拠点や必要な資機材の確保など、ボランティアの円滑で有効な活動が安全に行われるよう支援に努める。

2 金沢災害ボランティアセンターの設置

(1) 設置基準

大規模な地震が発生し、金沢市災害対策本部が設置されると同時に設置されるものとする。

(2) 本部の設置

金沢市は、金沢市災害対策本部内に金沢災害ボランティアセンター本部を設置する。
金沢市は、金沢災害ボランティアセンター本部の設置について、金沢市社会福祉協議会に通知する。

金沢市社会福祉協議会は、金沢災害ボランティアセンター本部の運営に向け、職員体制等を整える。

(3) 金沢災害ボランティアセンター現地支部開設の検討

① 現地支部の開設の流れ

金沢市と金沢市社会福祉協議会は、現地支部の開設に向け協議する。震災の場合は、ボランティアの受け入れに先立ち、建物の安全性や電気、水道、ガス、道路などの復旧状況及び余震の影響等を考慮する必要がある。

② 現地支部の開設時期

被害状況・ライフラインの復旧見込み・道路規制・気象などの情報を基にして、金沢市と金沢市社会福祉協議会が協議し、安全にボランティア活動できることを確認した上で現地支部の開設日を決定し、開設の準備をする。

③ 開設期間

設置期間は概ね2～3ヶ月を想定し、縮小及び閉鎖時期並びに閉鎖後の措置について金沢市と金沢市社会福祉協議会が協議し決定する。

④ 運営スタッフ

金沢市は、金沢市社会福祉協議会と協議し、職員を金沢災害ボランティアセンターに派遣する。

また、金沢市社会福祉協議会は石川県災害ボランティア協会などに協力を要請し、必要に応じて石川県社会福祉協議会を通じ、県内外の社会福祉協議会にも協力を要請する。

さらに、職員が不足する場合は相応しいNPO団体と連携を図り、活動・支援を行っていく。

なお、県及び市の各担当部局及び関係機関が連携し、あらかじめ登録している防災ボランティアをあっせんすることになっており、ボランティア活動を当面次の業務に区分して、効果的な活用を図るとしている。

ア アマチュア無線通信業務

イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務

ウ 被災建築物の応急危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務

エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務

オ 通訳業務

カ その他専門的な技術、知識を要する業務

キ その他の業務

⑤ 開設資金

金沢市は、金沢災害ボランティアセンターの開設に必要な経費を負担する。

⑥ 開設資機材

金沢市は、金沢災害ボランティアセンターの開設に必要な資機材を確保する。

(4) 石川県災害対策ボランティア現地本部

石川県災害対策ボランティア本部が設置されている場合は、金沢災害ボランティアセンターに「石川県災害対策ボランティア現地本部」を設置する。

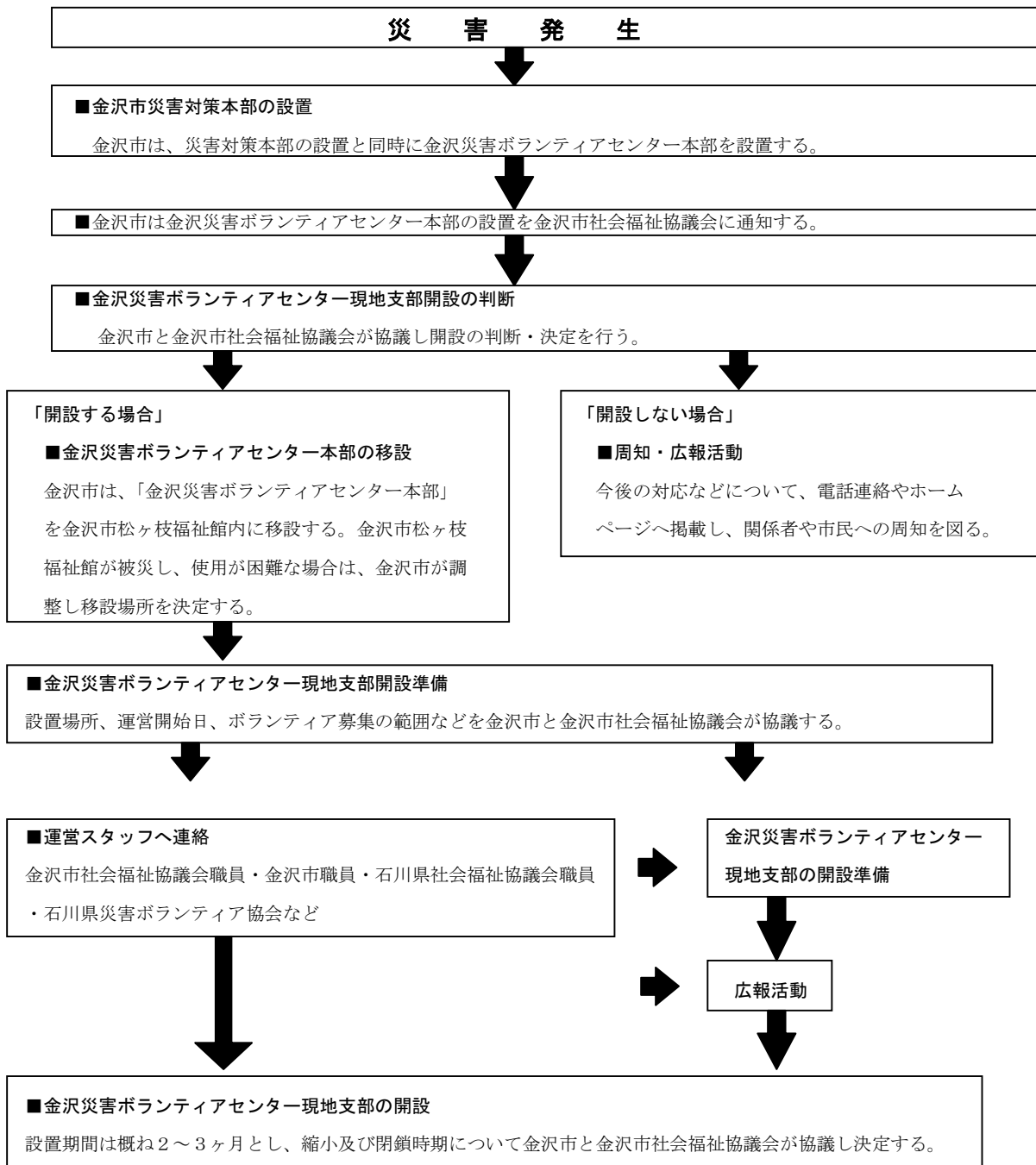


図3-21-1 災害発生時から金沢災害ボランティアセンター現地支部開設までのフロー

3 金沢災害ボランティアセンターの運営体制

(1) 組織体制

金沢災害ボランティアセンターには、本部長以下役割ごとに大きく担当を分けて、各

担当にはそれぞれ責任者を置き、担当間でも常に意志の疎通や連絡調整が図られるようにする。

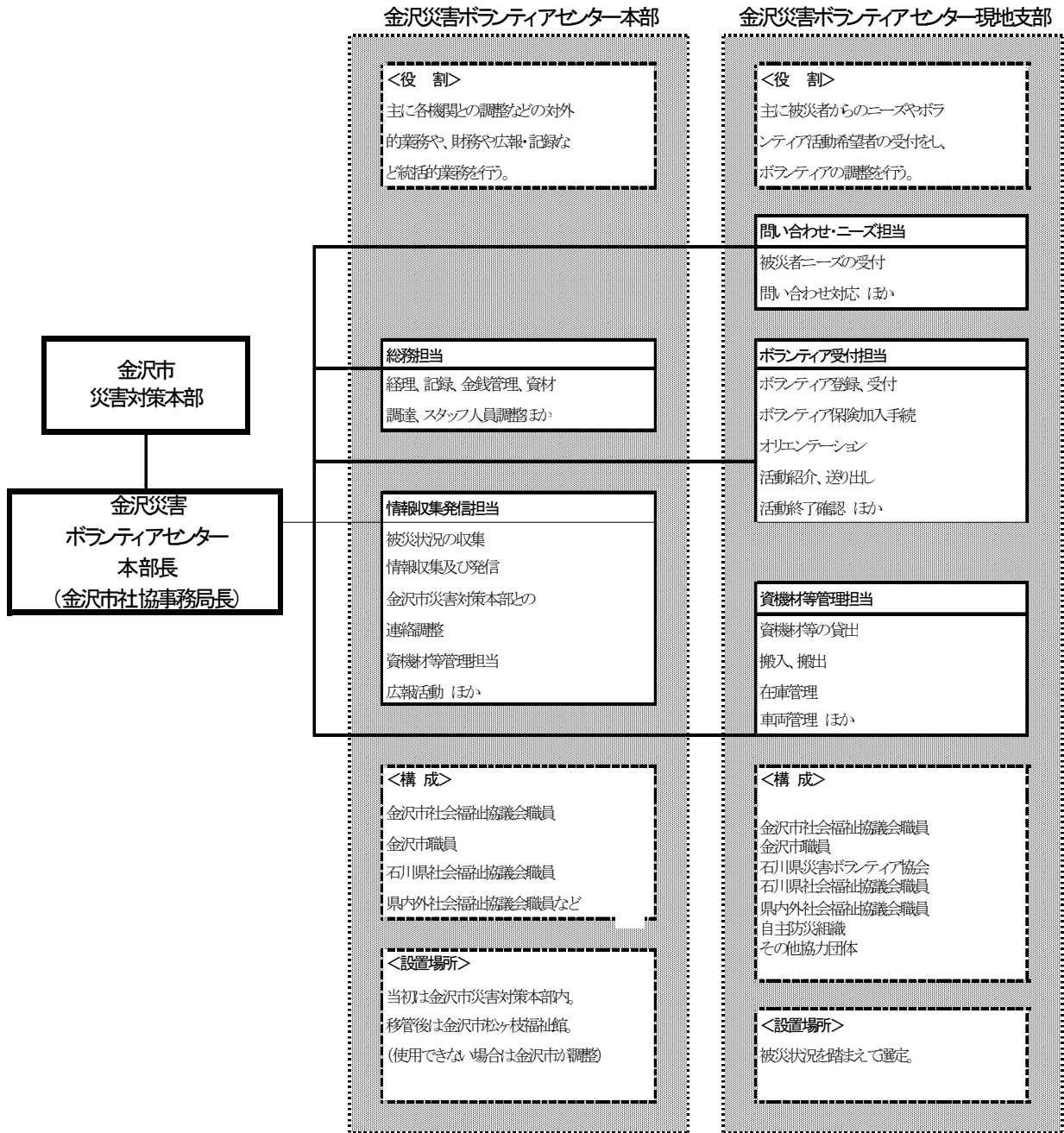


図 3-2 1-2 金沢ボランティアセンター組織体制

(2) 必要な費用

金沢市は、石川県災害対策ボランティア本部及び石川県共同募金会等と協議し、必要な資材の確保など金沢災害ボランティアセンターの運営のために必要な経費を確保する。

(3) 必要資材

金沢市は企業等と調整し、金沢災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材の安定的な確保に努める。

(4) 必要な環境整備

金沢市は、金沢災害ボランティアセンターの運営に必要なプレハブ・電話回線・仮設トイレ・車両などの環境整備に努める。また、継続的なボランティア活動を支援するため、県と連携して遠隔地の被災地までのボランティアバスの運行などを行う。

(5) 広報・通信手段

金沢災害ボランティアセンターは、災害時に駆けつけるボランティアの安全確保のために被害状況を把握し、被災者及び活動情報の提供を行う必要がある。そのため、金沢市は通信手段の確保に協力する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

(7) 金沢災害ボランティアセンターの閉鎖

地域に復興の兆しが見え、ニーズが日常的なものになったときを閉鎖の目安とし、その必要性を金沢市と協議しながら閉鎖の時期と閉鎖後の対応について決定する。

4 金沢災害ボランティアセンター現地支部における主な業務内容

以下の内容は一般的な業務内容であり、災害の規模などにより臨機応変な対応が求められる。

(1) ニーズの受付

災害時には短期間にさまざまなニーズが寄せられる。できるだけ相手の立場を想像しながら、落ち着いて必要な情報を聞き取るようにする。また、ボランティアでは対応できないケースもあるので、検討が必要な場合は対応を協議する。

(2) ボランティア受付

ボランティア受付は、氏名・住所・連絡先・活動期間・ボランティア活動保険加入の有無などを確認する。

(3) オリエンテーションと送り出し

受け付けを済ませたボランティアに対しては、活動内容を説明する活動オリエンテーションをしてから活動先に送り出す。

(4) 活動終了の確認

活動終了後は、活動参加者一人ひとりの安全を確認し、活動報告書に記入してもらう。

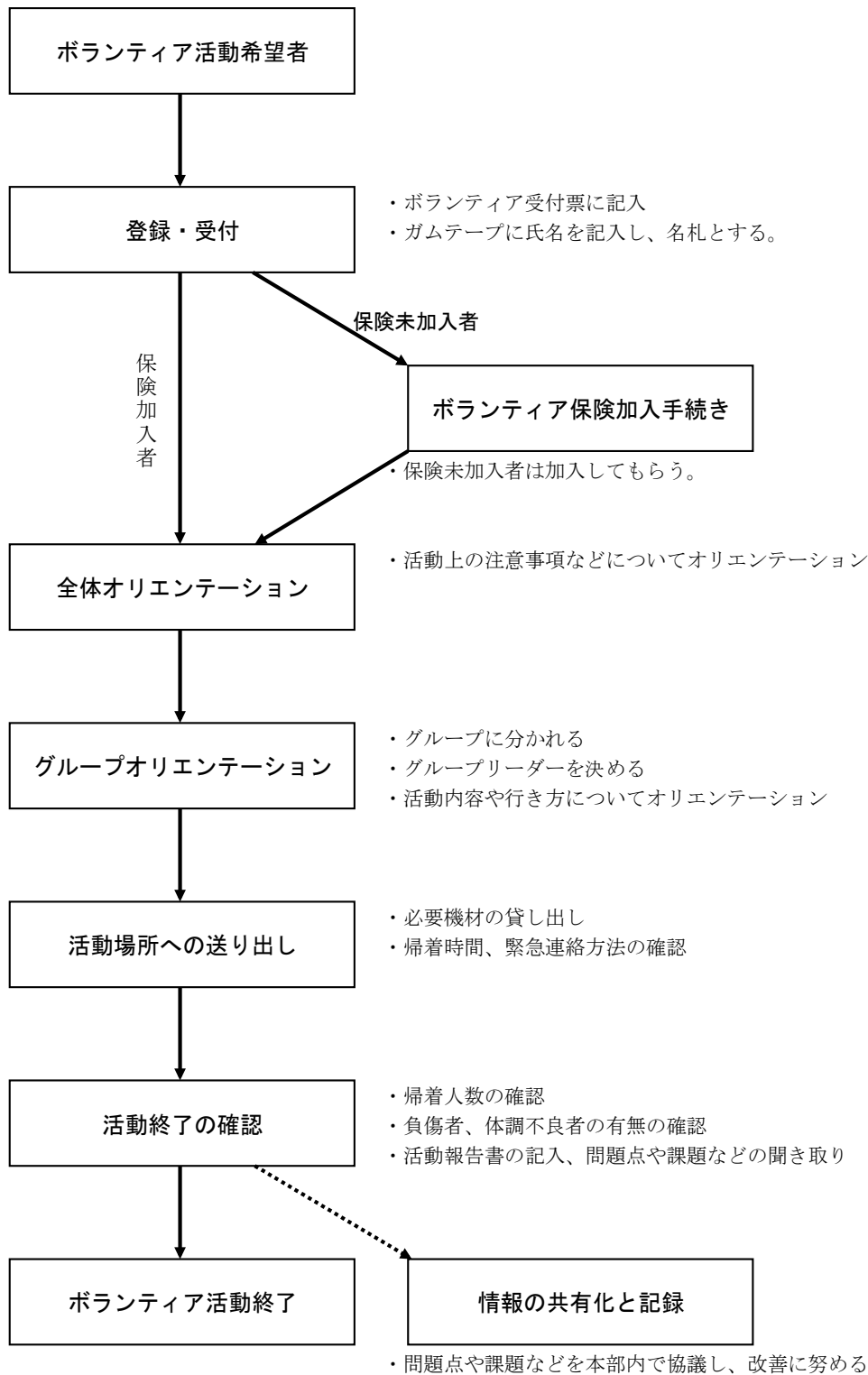


図3-21-3 災害ボランティア受け入れの流れ（ボランティア活動フロー）

第22節 作業要員の確保

所 管 総務局…人事動員班 関係各局

1 基本方針

災害時において災害救助作業要員を雇用し、若しくは関係者を従事命令することにより必要な人員を確保し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2 災害救助作業要員の雇用

災害応急対策の実施において、本部員等の人員が不足し、又は特殊作業のため技術的な労力が必要なときは、必要な人員を雇用する。

ただし、災害救助法に基づく救助作業に従事する要員の雇用については、県知事の承認を得るものとする。

(1) 災害時防災活動協力協定

① 協定の締結

特に迅速な活動を必要とする救出活動や交通確保活動、水道・ガス・下水道・電気復旧活動、応急土木活動及び緊急輸送活動のための要員や車両、資機材等の確保を円滑に行うため、平常時から各種団体や市登録業者等と災害時の防災活動協力協定を締結しておく。

表3-22-1 災害時防災活動協力協定締結団体

| 協力活動 | 団体名 | 所在地 | 電話 | FAX |
|------------------------|---------------------|-------------|----------|----------|
| 救出、交通確保、応急土木活動 | (一社)金沢建設業協会 | 弥生 2-1-23 | 244-1848 | 242-4331 |
| | 石川県電気工事工業組合 | 新保本 4-65-22 | 269-7880 | 269-7881 |
| | (一社)石川県造園緑化建設協会 | 福増町北 840-2 | 269-1110 | 269-1279 |
| | 石川県造園業協同組合 | 進和町 13-2 | 291-8360 | 291-3965 |
| | 金沢森林組合 | 永安町 77 | 229-1131 | 229-1083 |
| 救出、水道・ガス・下水道・電気等応急土木活動 | 石川県管工事協同組合 | 西泉 5-93 | 243-5121 | 243-5123 |
| | 石川県エルピーガス協会 金沢支部 | 古府 3-16 | 249-2300 | 249-2320 |
| | 北陸電気保安協会(石川支店) | 白山市五歩市町400 | 274-4580 | 274-4588 |
| | 石川県電気工事工業組合 | 新保本 4-65-22 | 269-7880 | 269-7881 |
| 建築物・住宅活動 | 石川県瓦工事協同組合 | 松村町 2-80 | 268-3369 | 268-3429 |
| | 石川県建築士会金沢支部 | 弥生 2-1-23 | 244-2241 | 243-4821 |
| | (一社)石川県ビルメンテナンス協会 | 森戸 1-106 | 214-6205 | 214-6206 |
| | 石川県行政書士会 | 鞍月 2-2 | 268-9555 | 291-8626 |
| | 石川県司法書士会 | 新神田 4-10-18 | 291-7070 | 291-4285 |

| 協力活動 | 団体名 | 所在地 | 電話 | FAX |
|--------|----------------|-------------|----------|----------|
| 緊急輸送活動 | (一社) 石川県トラック協会 | 粟崎町 4-84-10 | 239-2511 | 239-2287 |

② 活動要請等

本部は、災害が発生し、各種事業者による応急対策活動が必要と認める場合には、協力協定締結団体や市登録業者等に日時、場所、活動業務等を指定して活動を要請する。

各部は、業務依頼、業務の監督・検査確認、費用支払いなど所要の事務、財務手続きを適切に行う。

(2) 災害救助法に基づく雇用

① 雇用の内容

- ア 被災者の避難誘導
- イ 医療助産における移送
- ウ 被災者救出のための要員
- エ 飲料水供給及び浄化薬品配布のための要員
- オ 遺体の捜索及び遺体の洗浄等のための要員
- カ 緊急物資の整理、輸送及び配布のための要員
- キ その他の適用項目

② 雇用の期間

各救助の実施期間中とする。ただし、災害救助法に基づく雇用期間は、救助の実施が認められている期間とする。

(3) 労務応援要請

本部長は、災害応急対策の実施に当たり必要と認めるときは、県知事に対し要員のあつせんを要請する。

3 従事命令等 (災害対策基本法第 65 条第 1 項・第 71 条第 2 項、災害救助法第 24 条・第 25 条・第 30 条)

ア 市長は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事又は協力させることができる。

イ 市長の従事命令又は協力命令により災害応急対策活動に従事した者が、当該活動に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「金沢市消防団員等公務災害補償条例」により損害補償又は扶助金を支給する。

第23節 応急教育

所 管 □教育委員会…教育班、教育施設班 □都市政策局…施設班

1 基本方針

災害が発生した場合において、教育施設での児童・生徒・学生及び施設利用者の安全を確保し、負傷者に対する応急救護等を行い、被害を受けた教育施設を早期に復旧し、可能な限りの応急教育を実施する。また、地域住民の避難に対して、避難所開設等の準備を進める。

計画の実施に当たっては、文部省の学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議が平成8年9月2日に報告した「学校等の防災体制の充実について」及び市教育委員会が平成21年2月に策定した「学校における災害対応基本指針」（平成25年1月改定）を踏まえて、適切な対応を図るものとする。

また、文化財の消失を防ぎ、被害の拡大防止と最大限の維持に努める。

2 学校での緊急対応措置

小中学校及び高等学校において災害が発生し、必要があると認めるときは、直ちに学校長を本部長とする「校内対策本部」を設置し、児童・生徒の生命、身体の安全を確保するため、万全の措置を講ずる。

このため、「校内対策本部」の役割についてあらかじめ検討を行うとともに、教職員の各班への割り振り、任務等について周知しておくなど、災害発生時の学校における応急対応体制の整備を図る。

市教育委員会は、臨時休業や今後の対応策など市立の学校が緊急に取るべき措置の指針を決定し、適時適切な指導を行う。

また、学校長が不在時の場合、教頭が学校長に代わって教育委員会等との連絡を取りながら、必要な指示・措置を行う。

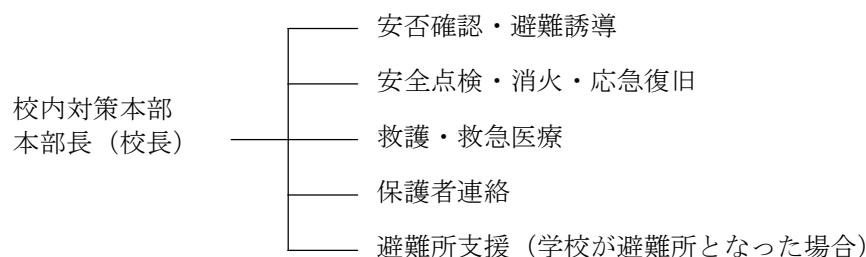


図3-23-1 災害発生時の校内対策本部活動

(1) 教育活動時間内の対応

- ア 教職員は、地震発生と同時に机の下へ退避させるなど、第一に児童・生徒の安全を確保する。
- イ 校長は、直ちに校内対策本部を設置し、本部員を招集する。
- ウ 校内対策本部は、速やかに校内放送・ハンドマイク等により冷静な対応を呼びかけるとともに、災害情報を収集し、教職員に避難等を指示する。
- エ 教職員は、校内対策本部の指示に基づき、児童・生徒を安全な場所へ誘導し、避難した後、児童・生徒の所在を確認する。
- オ 学校内が危険と判断された場合は、市災害対策本部(教育委員会)とも連絡の上、あらかじめ想定されている他の避難場所等へ避難・誘導する。
- カ 校内対策本部及び教職員は、負傷者に対する応急処置や救護の依頼を行い、必要に応じて保護者へ連絡する。
- キ 遠足、社会科見学等の活動中や電車・バス等で移動中の場合は、地理や建物の構造等に不案内で、津波・がけ崩れなど学校における場合とは異なった危険があることを踏まえ、適時適切に対応する。修学旅行、林間学校等により宿舎に滞在している場合は、夜間の睡眠中あるいは停電時には、建物の構造に不慣れなことから混乱が生じやすく、火気使用中の場合は、火災発生のおそれがあること等を踏まえて的確な対応行動を取る。
- ク 校内対策本部は、市教育委員会に児童・生徒の安否を報告し、以後の行動を確認する。
- ケ 校内対策本部は、教職員・児童・生徒に以後の行動を指示する。
- コ 校内対策本部は、児童・生徒を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合には、児童・生徒の安全を確認した後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者と連絡する。また、児童・生徒を下校させる場合は、被害状況に応じて児童・生徒を**編成**し、集団下校により行い、被害状況に応じて教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。
- サ 校内対策本部は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内の安全な場所に待機措置をとり、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。この場合速やかに市災害対策本部(教育委員会)に対し、児童・生徒数や保護の状況を報告する。
また、保護者との連絡がとれない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、保護者への引き渡しができるまで学校での保護を継続する。なお、通信網の遮断を想定し、児童・生徒の引き渡し方法や、連絡方法など、日頃から保護者と取り決めを行い、共通理解に努める。
- シ 校内対策本部は、学校の施設・設備等の被害状況を調査し、安全点検を行い、市災害対策本部(教育委員会)へ被害状況を報告する。また、通学路の安全についても、点検を行うものとする。

(2) 登下校時の対応

- ア 教職員は、全員直ちに学校に出勤し、あらかじめ本部員に命じられている教職

員により校内対策本部を設置する。

イ 教職員は、出勤途中で児童・生徒に会ったら、近くの避難場所へ行くよう指示し、負傷者に対する応急処置や救護の依頼を行うなど児童・生徒の安全確保に努める。

ウ 校内対策本部は、速やかに災害情報を収集し、今後の方策を検討する。

エ 校内対策本部は、児童・生徒の安否、所在を確認する。

オ 校内対策本部は、市教育委員会に児童・生徒の安否を報告し、以後の行動を確認する。

カ 校内対策本部は、教職員・児童・生徒に以後の行動を指示する。

キ 校内対策本部は、登校した児童・生徒を保護者に引き渡すことが適切であると判断される場合には、児童・生徒の安全を確認した後、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者に連絡する。また、児童・生徒を下校させる場合は、被害状況に応じて児童・生徒を編成し、集団下校により行い、被害状況に応じて教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

ク 校内対策本部は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内の安全な場所に待機措置をとり、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。この場合速やかに市災害対策本部(教育委員会)に対し、児童・生徒数や保護の状況を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合、帰宅しても保護者がいない場合又は地域の被災状況、道路の損壊等により下校させることが著しく危険であると判断した場合には、保護者への引き渡しができるまで学校での保護を継続する。なお、通信網の遮断を想定し、児童・生徒の引き渡し方法や、連絡方法など、日頃から保護者と取り決めを行い、共通理解に努める。

ケ 校内対策本部は、学校の施設・設備等の被害状況を調査し、安全点検を行い、災害対策本部(教育委員会)へ被害状況を報告する。また、通学路の安全についても、点検を行うものとする。

(3) 教育活動時間外の対応

ア 教職員は、全員直ちに学校に出勤し、あらかじめ本部員に命じられている教職員により校内対策本部を設置する。

イ 校内対策本部は、速やかに災害情報を収集し、今後の方策を検討する。

ウ 校内対策本部は、児童・生徒の安否、所在を確認する。

エ 校内対策本部は、市教育委員会に児童・生徒の安否を報告し、以後の行動を確認する。

オ 校内対策本部は、児童・生徒に以後の行動を指示する。

カ 校内対策本部は、学校の施設・設備等の被害状況を調査し、安全点検を行い、災害対策本部へ被害状況を報告する。

(4) 学校が避難所となる場合の運営方策

学校は、本部担当職員(地区支部員等)が配置されるまでの間、避難所の運営に係る業務を担当し、児童・生徒の安全確保を最優先に対応するとともに、必要に応じ避難所

の開設、運営に協力する。

避難所は本来的には、災害対策担当部局が運営の責任を有するものである。しかし、本章第12節「避難誘導」において拠点避難場所として指定されている学校や、災害の規模・程度、地域の実情等により避難所となることが予想される学校については、教育委員会の指導のもと学校防災に関する計画等において避難所となる場合の運営方策に関し定めておくことが必要である。

学校や教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、防災関係機関や自主防災組織など、学校と地域が連携した具体的な対策、役割分担等についてマニュアル等を整備する。

① 初動時に必要な業務例

- ア 校内にいる児童・生徒の安否確認、避難誘導
- イ 避難者の受入れ、誘導
- ウ 救命・救急措置
- エ 災害対策本部等との連絡、情報確認
- オ 避難者への情報伝達
- カ 備蓄倉庫が設置されている場合は、備蓄物資の配給

② 災害対策本部管理までの移行期に必要な業務例

- ア 避難所開設、避難者名簿作成
- イ 災害対策本部への避難状況等報告、救援物資要請など
- ウ 避難所運営の協力と役割分担決定など
- エ 災害対策本部、避難者自治組織、地域自主防災組織等への順次移管

(5) P T A、地域との協力

① P T Aとの協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応が困難な場合も考えられるため、児童・生徒の安否・所在の確認、学校校区内の被災状況、通学路の点検・安全確保、教科書・学用品の支給に関し、P T Aの協力を得るよう努める。

② 地域の自主防災組織等との協力

安全の確保や学校が避難場所となる場合の円滑な運営を図るため、地域の自主防災組織、ボランティア組織、学校医等の協力を得るよう努める。

3 学校施設の復旧

(1) 応急危険度判定調査等

被害を受けた教育施設にあつては、二次災害を防止し、児童・生徒及び避難住民の安全を確保するため、直ちに建築住宅班と連携して危険度判定調査を実施し、危険な施設・設備については使用禁止等の措置を講ずる。

(2) 応急復旧

特に授業の再開に向けて緊急に復旧を必要とする普通教室の整備、仮設校舎の建築等の応急施設整備計画を立て、水道・ガス等ライフラインの改修と併せて、施設の早期の復旧に努める。

(3) 本格復旧

当面の応急措置が終了し、社会が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

4 応急教育活動

(1) 教育活動の再開

① 応急教育計画の作成及び実施

市立小中学校及び市立工業高校は、学校施設が災したり地域の避難施設となった場合には、市教育委員会と緊密な連携を取り、児童・生徒、教職員、施設・設備の被害状況を把握したうえ、校舎の収容可能状況を勘案して、短縮授業、2部授業や他の学校・公民館等公共施設を利用した授業など教育活動の方法を定めた応急教育計画を作成し、以下の点に留意して実施する。

市教育委員会は、授業の再開について学校が取るべき指針を作成し、指導を行う。

ア 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童・生徒及び保護者に周知する。

イ 学校の施設が応急復旧不可能な場合や長期的に地域の避難所となるなど通常の授業の実施が不可能となった場合には、応急教育活動の実施と避難活動との調整について関係機関と協議する。

ウ 児童・生徒が他市町村、他県等で応急教育を受ける必要がある場合には、県に連絡調整を依頼する。

エ 市立工業高校については、入学者選抜の弾力的な運用を検討する。

② 応急教育実施の予定施設

ア 被害の程度が大きい場合や学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、個々の状況に応じ、概ねイ及びウのような方法により、学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

イ 応急教育実施の予定施設については、事前に関係者と協議のうえ選定し、教職員・住民に対し周知を図る。

ウ 被害の程度とそれに対する応急教育実施の予定場所は、概ね次のとおりとする。

i 学校の一部の校舎が使用できない程度の場合（避難所として利用される場合を含む。）

－ 特別教室・屋内施設等を利用する。

－ 2部授業を実施する。

ii 学校の校舎の全部が使用できない場合（避難所として利用される場合を含

む。)

- 公民館等公共施設を利用する。
- 隣接学校の校舎を利用する。

iii 広域な範囲で大災害を受けた場合

- 避難先の最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。

iv 特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合

- 避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校・公民館等公共施設を利用する。
- 応急仮設校舎を建築する。

③ 被災児童・生徒の教科書、学用品等の調達及び支給

ア 調達方法

- ・ 教科書については、被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し、県教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給書店等に連絡し、その供給を求め、また市内の他の学校及び他市町村教育委員会に対し、使用済古本の供与を依頼する。なお、不足する場合は、県教育委員会に対し調達供与を依頼する。
- ・ 学用品については、県教育委員会から送付を受けたものを配布するほか、県教育委員会の指示に基づいて基準内で調達する。

イ 支給対象者

- ・ 住家が倒壊、火災等で被害を受けた世帯の児童・生徒で教科書、学用品を滅失又はき損したものに対して支給する。

ウ 支給品目

- ・ 教科書、文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等）、通学用品（運動靴、傘、長靴等）の範囲とするが、文房具、通学用品については、例示した以外のものでも、り災状況、程度等の実情に応じ、適宜支給する。

④ 教職員の被災による不足教職員の確保

被災教職員が多数で1学校内で確保できないときは、授業の実施状況に応じ、市教育委員会が管内の学校間において調整する。

また、市教育委員会において確保できないときは、県教育委員会に教職員の確保について要請する。

(2) 入学試験

入学試験の間近に震災が発生した場合には、被災者の便宜を図るため、高校の入試日や出願日の繰下げ、受験場所の複数化等の措置を検討する。

また、被災者が他地域の学校を受験する場合には、入試日程の繰下げの要請等を行う。

(3) 授業料等の免除

市立工業高校の生徒で被災した者に対して、授業料の全額又は一部を免除する。

市立工業高校を受験する被災者に対して、入学検定手数料、入学料、授業料の全額又は一部を免除する措置等を検討する。

(4) 児童・生徒の健康管理

① 健康診断

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、保健局と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。また、災害の状況により、学校医等と連携して、被災学校の児童・生徒、教職員の健康診断を行う。

② 被災児童・生徒の心のケア

児童・生徒の健康相談等について、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、医療機関や教育相談機関等と連携して、被災児童・生徒の心の健康の保持に努める。

③ 被災学校の環境衛生の改善

災害が発生し、浸水等による被害があった場合は、校内の環境衛生に注意する。保健救護班による清掃、消毒等が行われるまでの間は、特に注意する。

(5) 進路対策

学校は、教育活動の再開とは別に、震災による生徒の家庭環境の変化や住所の変更等に応じて、中学3年生の学力補充や自習教室の開放、友人宅での共同学習など必要な進路対策措置を検討する。

(6) 学校給食

給食調理施設に被害が生じた場合は、給食の再開に向けて速やかに措置を講ずる。

5 社会教育・体育施設の応急対策

(1) 緊急対応措置

施設の利用者の生命、身体の安全を確保するため、万全の措置を講ずる。

① 開業時間内の対応

ア 職員は、第一に施設の利用者の安全を確保し、安全な場所へ誘導し、避難した後、施設利用者の所在及び安否を確認する。

イ 負傷者に対する応急手当てや救護の依頼を行い、必要に応じて家族へ連絡する。

ウ 付近の被災状況の情報収集を行い、災害対策本部へ被害状況を報告する。

エ 施設・設備等の被害状況を調査し、安全点検を行い、災害対策本部へ被害状況を報告する。

オ 市の災害対策本部地区支部と連携し、避難所又は緊急物資配給拠点としての開設を準備し、避難所の開設後の運営に協力する。

② 開業時間外の対応

ア 職員は、直ちに施設に出勤する。

イ 付近の被災状況の情報収集を行い、災害対策本部へ被害状況を報告する。

ウ 施設・設備等の被害状況を調査し、安全点検を行い、災害対策本部へ被害状況

を報告する。

エ 災害対策本部地区支部と連携し、避難所又は緊急物資配給拠点としての開設を準備し、避難所の開設後の運営に協力する。

（２）応急復旧

震災後直ちに施設の被害状況や危険度を調査し、被害状況に応じて施設の応急復旧、使用禁止等の措置を講ずる。

また、施設ごとに再開等の計画を立て、できるだけ早い時期に施設を再開するよう努める。

（３）本格復旧

当面の応急措置が終了し、社会が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

6 文化財の応急対策

貴重な国民的財産である文化財を守るため、必要な災害応急措置を講ずるものとし、応急対策の実施に当たっては、別途定める歴史文化遺産防災管理対応マニュアルに従い行う。

（１）災害の拡大防止

所有者又は管理者は、文化財指定施設又は文化財が保管されている施設に災害が発生した場合、直ちに消防局へ通報し、災害の拡大防止に努める。

（２）応急措置

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復、保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、県教育委員会又は市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

（３）被害状況の報告

所有者又は管理者は、震災が鎮静化したら、被害状況を速やかに調査し、市教育委員会へ報告する。

市教育委員会は、必要に応じて県教育委員会又は文化庁長官へ被害状況を報告する。

（４）文化財の維持

所有者又は管理者は、被災文化財の文化的価値を最大限に維持するよう措置する。

（５）復旧への指導支援

市教育委員会は、社会が安定した段階で、所有者又は管理者と協議しながら、復旧のための適切な指導支援を行う。

【参照】資料 52 指定文化財施設一覧

第24節 建築物対策、住宅の応急対策

所 管 □都市整備局…土木建設班、建築住宅班

1 基本方針

地震に伴い被害を受けた建築物等の安全対策を実施し、住家を滅失した被災者に対して応急仮設住宅の建設、応急修理の実施、家屋等の解体、がれきの処理等を円滑に行う。

なお、市はあらかじめ予想される被害から応急危険度判定対象建築物及び災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握するとともに、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、供給体制を整備する。

2 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

(1) 建築物等の応急危険度判定の実施

ア 市は、県及び石川県建築士会金沢支部等関係団体の協力を得て、早急に被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物等の危険度の判定を行い、必要な措置を講ずる。また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。なお、これらは建築基準法に基づく措置ではなく、あくまでも二次災害を防止するための緊急措置である。

表3-24-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（建築物・住宅活動関係）

| 協力活動 | 団体名 | 所在地 | 電話 | FAX |
|----------|-------------|----------|----------|----------|
| 建築物・住宅活動 | 石川県建築士会金沢支部 | 弥生2-1-23 | 244-2241 | 243-4821 |

イ 市は、判定の実施を決定したときは、災害対策本部の下に応急危険度判定実施本部を設置する。設置に当たっては、県の応急危険度判定支援本部や関係団体の協力を得て、判定士及びコーディネーター（判定の実施に当たり、判定実施本部において応急危険度判定士の指導・支援を行う者）を確保する。

また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

ウ 判定実施本部は、次に掲げる業務を行う。

- ・ 市災害対策本部及び県との連絡調整に関すること。
- ・ 被害状況に基づいた判定実施計画の作成及び見直しに関すること。
- ・ 判定士、コーディネーターの支援要請に関すること。
- ・ 判定士、コーディネーターの受入れに関すること。

- ・ 判定資機材の手配に関する事。
- ・ 判定士の移動手段、宿泊場所等の把握に関する事。
- ・ 判定結果の集計、報告に関する事。
- ・ 報道機関、住民に対する広報に関する事。
- ・ その他必要な判定実施に関する事。

エ 本部長は、必要があると認めるときは、県の応急危険度判定支援本部に危険度判定業務について応援を要請し、受入体制を整える。

オ 建築物の判定においては、外部からの目視により、危険度を判定し、判定結果のシールを建築物に貼り付ける。

- ・ 「危険」…赤色、使用不可
- ・ 「要注意」…黄色、一時立入のみ可
- ・ 「調査済」…緑色、使用可

カ 危険度判定は、指示系統の確立、調査情報の広報、地域割りの決定とローラー方式による実施、~~町会等自主防災組織の役員の同行~~、調査後の問い合わせ・相談対応、交通・宿泊手段の確保などに配慮して行う。

キ 危険度判定の実施については、拠点避難場所に対して迅速に実施し、避難者の早期受入れ体制の確立及び安全確保に配慮する。

また、同報防災無線や報道機関等を通じて、市民に対して的確に広報する。この場合、危険度判定の目的（人命の安全を確保するため緊急に危険度を判定する作業であること、り災証明のためのものではないこと）、内容（対象建築物など）、実施時期・区域、判定方法、協力要請などを正確に広報する。

（２）個人住宅等の建築相談

ア 市民は、自らの生命及び財産を守るため、応急危険度判定結果により被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講ずる。

イ 市は、必要に応じて建築士等の民間ボランティア等の協力を得て、住宅相談センターを設置し、市民の相談に応ずる。

ウ 応急危険度判定と、り災証明書の発行のために実施する被害家屋調査（第４章第３節²「り災証明の発行」参照）とは異なることに留意して相談に応ずる。

表 3-24-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（住宅相談関係）

| 協力活動 | 団体名 | 所在地 | 電話 | F A X |
|------|----------|-------------|----------|----------|
| 住宅相談 | 石川県行政書士会 | 鞍月 2-2 | 268-9555 | 291-8626 |
| | 石川県司法書士会 | 新神田 4-10-18 | 291-7070 | 291-4285 |

3 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理等

災害のため住家が滅失した被災者は、災害直後において応急収容施設へ一時的に収容され保護を受けるが、その期間は短期間に限定されるので、被災者の居住の安定を図るため、居住する家がない人に対し応急仮設住宅を建設するとともに、住家の半壊・半焼に対し応

急修理その他の対策を実施する。

(1) 応急仮設住宅建設計画

応急仮設住宅の建設は、災害救助法発動の際は原則として県知事が行い、市は、建設用地の確保、調整、募集・入居事務、管理について協力する。

県知事から委任を受けたときは、市長が行う。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や孤独死、引きこもりなどを防止するための心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、高齢者・妊産婦等の優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

① 応急仮設住宅建設戸数

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する家がない人で、かつ自らの資力では住家を確保することができない人及び避難勧告等により長期間にわたり自己の住家に住むことができない人を対象とする。また、必要戸数の算定に当たっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

② 応急仮設住宅の建設基準

ア 工事の実施

請負業者により建設する。

イ 構造及び規模

構造は一戸建て又はアパート式建築とし、1戸当たりの規模は29.7㎡(9坪)を基準とする(石川県応急仮設住宅マニュアルによる)。

ウ 着工期間

原則として災害発生の日から20日以内に着工する。

エ 工事費の限度額

1戸当たりの限度額は、国の定める基準を標準に決定する。

③ 応急仮設住宅の建設予定地

原則として公園等の公有地を優先して建設する(平成25年建設可能候補地調査)。状況によりやむを得ない場合は私有地を借り上げて建設する。

④ 供与期間

収容の日から2年以内とする(後日に問題を生じないように、入居契約書を締結する)。

⑤ 入居者の選定

ア 知事から委任を受けたときは、市長が入居者を選定する。

イ 入居募集窓口を開設し、入居者要件を定め、順次募集を受付ける。

ウ 地域コミュニティの維持にも配慮しながら、要配慮者優先等の観点から選考優先順位を定め、選考した者の抽選等により入居者を決定する。

⑥ 建設資材、建設業者等の調達及び斡旋の要請

建設資材、建設業者等が不足する場合は、県知事に対し調達及び斡旋を要請する。

⑦ 仮設住宅の管理

雨水排水対策、衛生対策、防火安全対策等について、町会連合会等と連携して対応する。

(2) 住宅の応急修理計画

① 応急修理の対象

ア 住宅が半壊、半焼又は一部損壊した場合で、応急修理を行うことにより、居住可能となる住宅とする。

イ 自らの資力により応急修理を行うことができない者とする。

② 応急修理の部分

日常生活に欠くことのできない部分（屋根、居室、炊事場、便所等）に限る。

③ 工事の実施

請負業者派遣により施工する。

④ 修理費用の限度額

1戸当たり国の定める基準を標準に決定する。

⑤ 期間

原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

⑥ 対象者の選定

県知事から委任を受けたときは、市長が対象者を選定する。

⑦ 建設資材、建設業者等の調達及び斡旋の要請

建設資材、建設業者等が不足する場合は、県知事に対し調達及び斡旋を要請する。

⑧ 積雪期への備え

積雪期が迫っている場合は、被災住宅が積雪により倒壊する等の被害拡大が懸念されるため、早期に十分な耐力を確保できるよう修理を行う。

(3) 公営住宅等の一時入居

ア 公営住宅や民間賃貸住宅を必要に応じて応急仮設住宅として活用する。なお、民間賃貸住宅については、県が借上げて供給する。

イ 状況に応じて、他の自治体や(独)都市再生機構等に対し住宅の提供を要請し、提供可能な住宅を被災者に対し斡旋する。

ウ 被災者に住宅を提供しようとする者やその住宅の情報を、被災者に対し提供する（以後被災者と提供者が直接話し合う）。

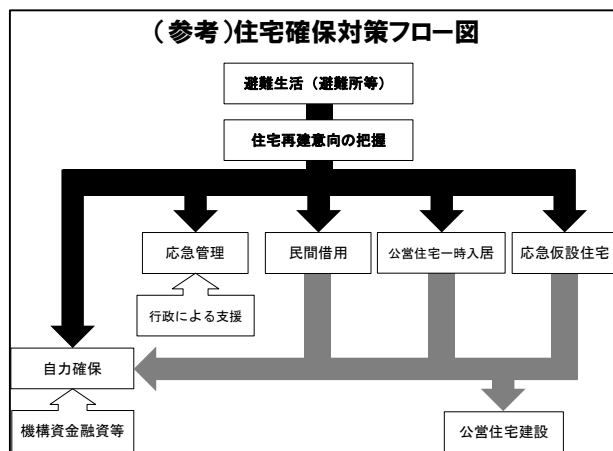
(4) 自力住宅確保の促進

住民が自力で住宅の確保、修繕を促進するため、住宅金融支援機構及び県、市その他の公的融資の提供を図る。

表3-24-3 住宅確保の種別及び順位

| 対策種別及び順位 | | 内 容 | |
|----------------|-------------------------------------|--|---|
| 住宅の確保 | 1 自力確保 | ①自 費 建 設 | 被災者世帯の自力（自費）で建設する。 |
| | | ②既 存 建 物 の 改 造 | 被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 |
| | | ③借 用 | 一般民間（親戚等を含む）の借家、貸間、アパート等を借りる。 |
| 2 既存公 | ①公 営 住 宅 等 入 居 | 既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ。 | |
| 営 施 設 入 所 | ②社会福祉施設への入居 | 県、市又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所 | |
| | | 3 機 構 資 金融 資 | 災害復興住宅建設補修資金地すべり等関連住宅貸付 |
| | 4 公 営 住 宅 建 設 | ①災害公営住宅の整備 | 大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。 |
| | | ②一般公営住宅の建設 | 一般公営住宅を建設する。 |
| | 5 災害救助法による仮設住宅建設 | 大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。 | |
| 住宅の修繕 | 1 自 費 修 繕 | 被災者が自力（自費）で修繕する。 | |
| | 2 資金融資 | ①機 構 資 金融 資 (災害復興住宅融資) | 自費で修繕するには資金が不足する者に対して住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅建設補修資金)して補修する。 |
| | | ②そ の 他 公 費 融 資 | 低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。 |
| 3 災害救助法による応急修理 | 生活能力の低い世帯のために、県（委託したときは市）が応急的に補修する。 | | |
| 障害物の除去等 | 1 自 費 除 去 | 被災者が自力（自費）で除去する。 | |
| | 2 除 去 費 等 の 融 資 | 自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。 | |
| | 3 災害救助法による応急修理 | 生活能力の低い世帯のために、県又は市が除去する。 | |

- (注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。
- 2 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失した世帯を対象とする。
- 3 「住宅の修繕」のうち2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- 4 「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい害を及ぼしているものの除去等をいう。



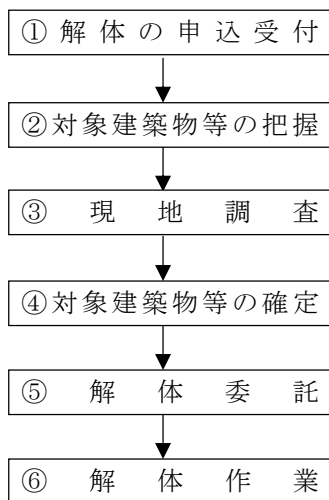
4 建築物等解体廃棄物の処理

- ア 家屋等の解体、がれきの処理は、原則として所有者の責任とする。
- また、倒壊家屋の解体に伴う粉塵、アスベスト飛散防止対策など必要な措置を講じ、工事の安全性に十分注意するよう徹底する。
- イ 被災地の状況に応じて、がれきの発生場所及び道路状況等を考慮した臨時集積場所を確保、指定するとともに、土木機械、運搬車両等の借上げ体制を整備し、中継車により最終処分場所に搬送する。なお、臨時集積場所及び最終処分場所の地盤の安全性に留意する。
- ウ 発生場所及び臨時集積場所では可能な限り可燃、不燃に分別し、最大限のリサイクルに努める。
- ・ 可燃物 → 焼却
 - ・ 不燃物 → 埋立て
 - ・ 鉄筋、鉄骨、金属類、柱材、コンクリートガラ → リサイクル
- エ 多数の建築物等が甚大な被害を受け、膨大な量のがれきが発生した場合には、被災者の負担軽減等を図るため、公費によるがれき撤去などの特例的措置を国に要請する。
- オ 市は、エのような甚大な被害が生じた場合には、建築物等の解体、分別、運搬、処分の方法等について調査、調整を行うとともに、解体、処理業者や土木建設業者等と協定締結を検討する。

表3-24-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（建築物等解体廃棄物処理）

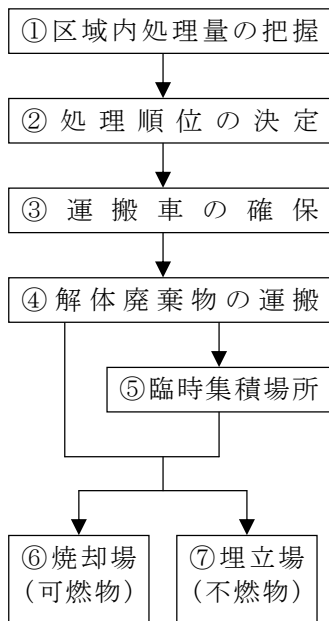
| 協力活動 | 団体名 | 所在地 | 電話 | F A X |
|-----------------|-----------------|-----------|----------|----------|
| 建築物等解体 廃棄物処理 | 金沢建物解体業協同組合 | 昭和町 14-5 | 229-1262 | 229-2423 |
| | 金沢市一般廃棄物事業協同組合 | 広坂 1-9-15 | 234-7557 | 234-7153 |
| | (一社) 石川県産業廃棄物協会 | 尾山町 9-13 | 224-9101 | 224-9102 |

1 建築物等の解体フロー



※解体順位
 ①半壊家屋等
 二次災害防止を優先し、次の順位で判断する。
 A 立入禁止相当の家屋等
 (道路等に倒れかかった家屋等を含む)
 B 立入禁止ではないが、使用禁止相当の家屋等
 C A、B以外で解体が必要と認められる家屋等
 ②全壊家屋等
 全壊家屋等のうち、さらに解体が必要と認められるもの

2 解体建築物等のがれき処分フロー



関係権利者等同意確認

ライフライン関係等調整
 関係権利者等連絡

日程調整

関係権利者等立会い

現地又は臨時集積場所で可能な限り可燃、不燃に分別

図3-24-1 建築物等の解体、処分等基本マニュアル

第25節 公共土木施設等の応急対策

| | | |
|-----|--|------------------------------------|
| 所 管 | <input type="checkbox"/> 都市整備局、土木局…土木建設班、建築住宅班 | <input type="checkbox"/> 農林局…農林対策班 |
| | <input type="checkbox"/> 企業局…ライフライン班 | <input type="checkbox"/> 総務局…総務情報班 |

1 基本方針

道路、河川、海岸、港湾、漁港、放送施設、鉄道、空港等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、地震により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

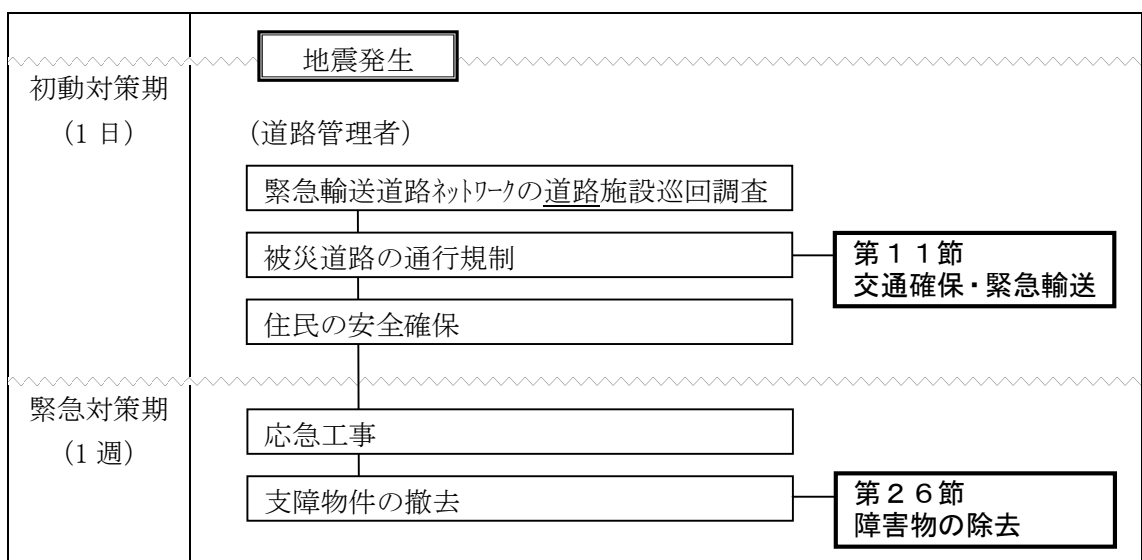


図3-25-1 道路施設の応急対策のフロー

(1) 応急措置

道路管理者又は公安委員会は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂回路の選定等の対策を講じ、市民の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入、活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努

める。

表 3-25-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（応急土木活動関係）

| 協力活動 | 団体名 | 所在地 | 電話 | FAX |
|---------------------|-----------------|-------------|----------|----------|
| 救出、交通確保、応急土木活動 | (一社)金沢建設業協会 | 弥生 2-1-23 | 244-1848 | 242-4331 |
| | 石川県電気工事工業組合 | 新保本 4-65-22 | 269-7880 | 269-7881 |
| | (一社)石川県造園緑化建設協会 | 福増町北 840-2 | 269-1110 | 269-1279 |
| | 石川県造園業協同組合 | 進和町 13-2 | 291-8360 | 291-3965 |
| | 金沢森林組合 | 永安町 77 | 229-1131 | 229-1083 |
| 救出、水道・ガス・下水道等応急土木活動 | 石川県管工事協同組合 | 西泉 5-93 | 243-5121 | 243-5123 |
| 緊急輸送活動 | (一社)石川県トラック協会 | 粟崎町 4-84-10 | 239-2511 | 239-2287 |

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会いを求め、直ちに撤去する（本章第 2 6 節「障害物の除去」参照）。

3 河川、海岸、港湾、漁港等施設

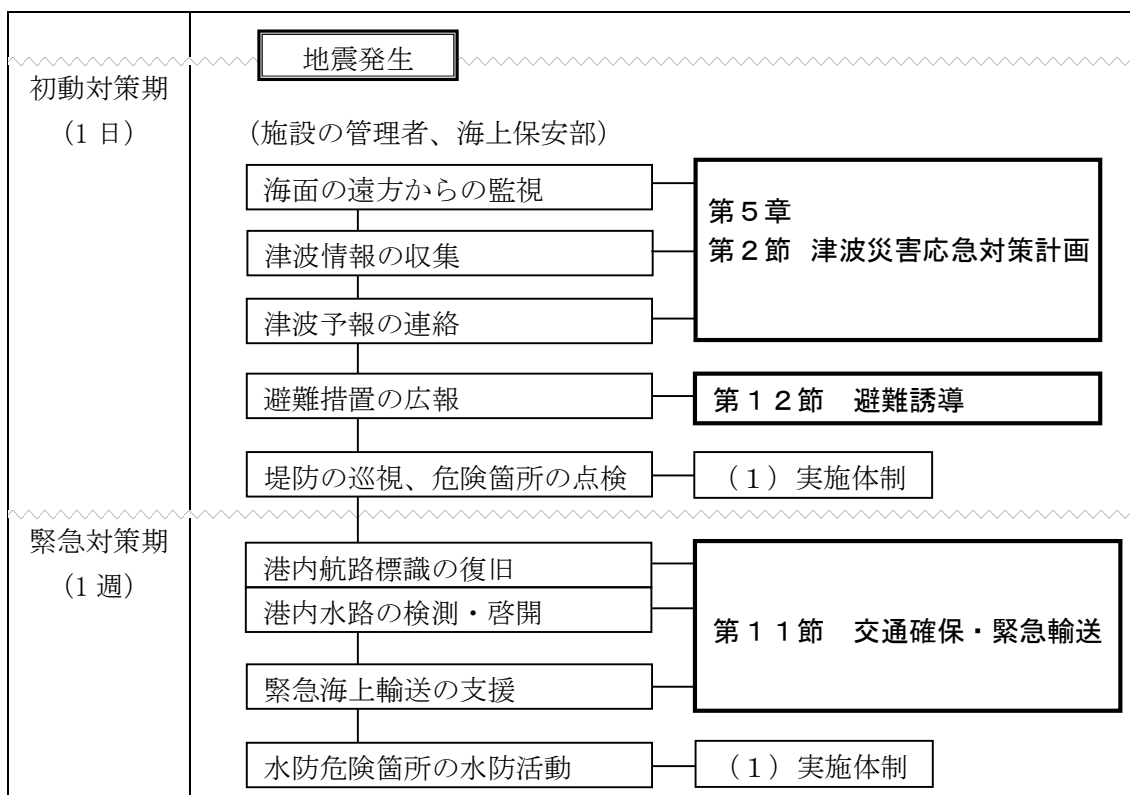


図 3-25-2 河川、海岸、港湾、漁港等施設の応急対策のフロー

(1) 実施体制

- ア 各施設管理者は、施設の被害状況を点検調査し、必要に応じ通行規制、危険表示、避難指示、土のう設置、目地補修等の応急措置及び安全確保の応急工事を講ずる。
- イ 本部は、被災者の日常生活を確保するため必要があると認めるときには、施設の障害物の除去を行い、各施設管理者に状況を報告する。
- ウ 本部は、自らの人員、資機材等により除去を行うとともに、必要に応じて土木建設業者等の協力を要請して、速やかに除去を行う。
- エ 本部長は、市のみで対応できないと判断したときには、県、自衛隊等に応援協力を要請する。

(2) 応急措置

- ア 地震を感じたら津波被害を防止するため、安全な場所から海面の監視を実施するとともに、放送機関による津波情報を視聴するなどの自衛措置をとる。
- イ 津波予報の伝達を受けた場合、第5章第2節「津波災害応急対策計画」に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難の措置等の広報を行う。
- ウ 施設管理者は、水防計画等に基づき、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

(3) 応急復旧

- ア 河川、海岸、砂防の施設管理者は、降雨等による水害・土砂災害等、及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、被害の状況により二次災害防止の措置を行う。
- イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。
 - ・ 港内等における航路標識の復旧、水路の検測及び啓開等の実施
 - ・ 緊急海上輸送の支援

4 放送施設

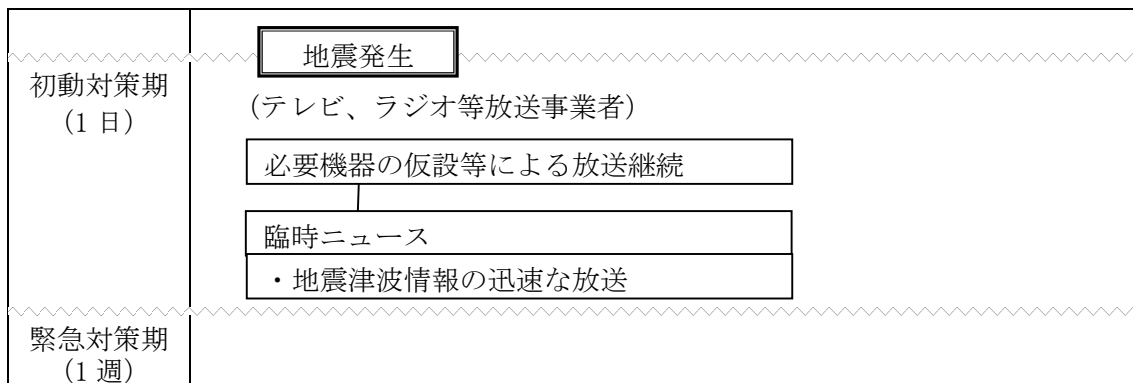


図3-25-3 放送施設の応急対策のフロー

(1) 応急措置

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

5 鉄道施設

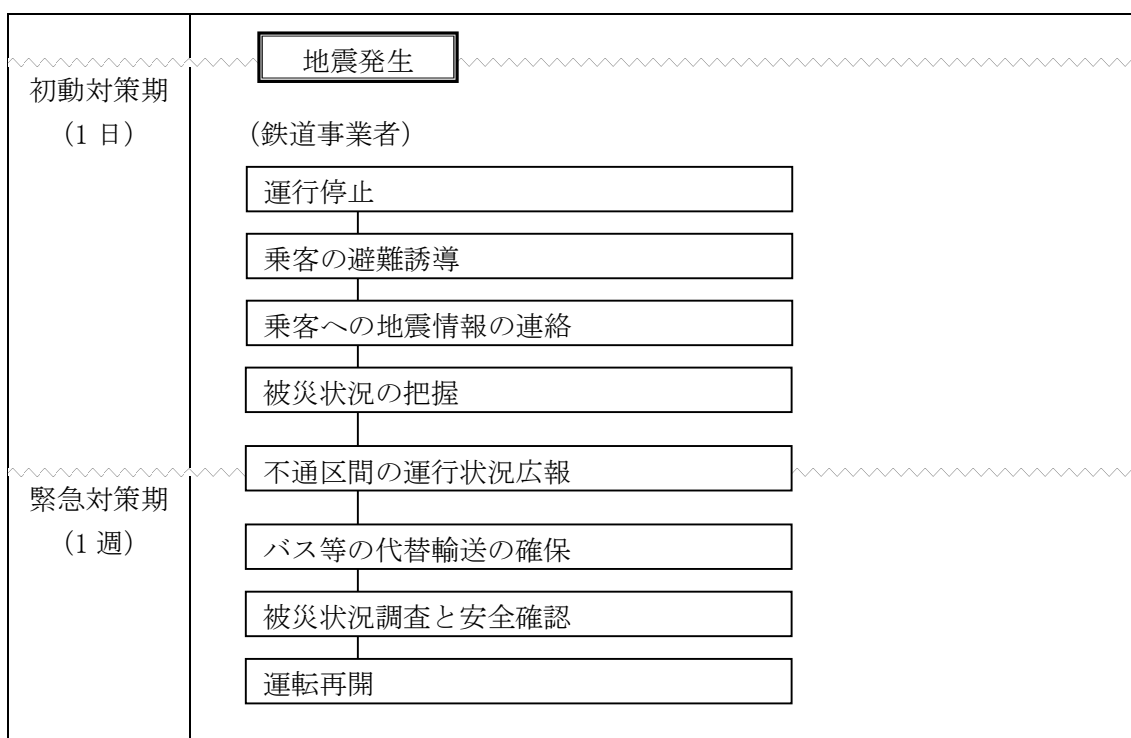


図3-25-4 鉄道施設の応急対策のフロー

(1) 応急措置

鉄道事業者は、次の措置を講ずる。

- ア 乗客に地震情報等を伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等を行い、乗客等の安全確保を図る。
- イ 不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧

- ア 被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。
- イ 被災した鉄道施設等については迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については広報する。

6 公園、緑地施設

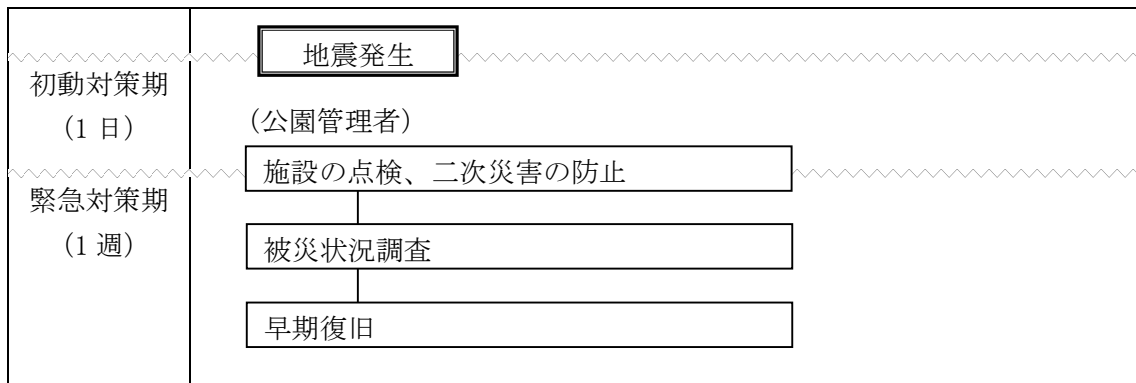


図3-25-5 公園、緑地施設の応急対策のフロー

(1) 応急措置

公園管理者は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難場所となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

7 農林地、農林業用施設

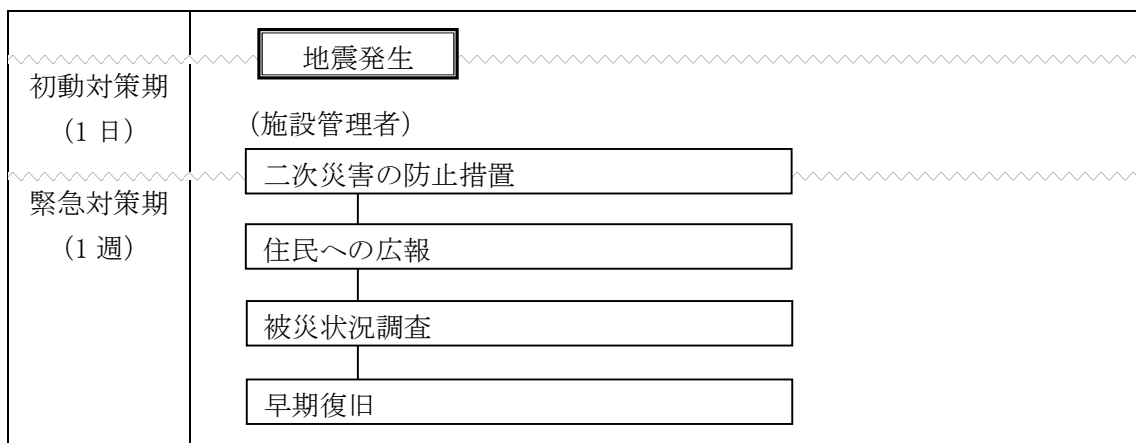


図3-25-6 農林地、農林業用施設の応急対策のフロー

(1) 応急措置

水路、ため池等の農林業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

（２）応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

8 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

表 3-25-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結事業者（建築物の応急措置関係）

| 協力活動 | 団体名 | 所在地 | 電話 | F A X |
|--------|------------|-----------|----------|----------|
| 応急措置活動 | 三和シャッター工業㈱ | 松寺町寅 92-1 | 238-7211 | 238-7205 |

9 その他の施設

（１）下水道施設

ア できるだけ短時間に施設の被災状況を把握するため、緊急調査を行い、以後の対応・復旧の基本方針を定めるとともに、大きな人的被害につながる二次災害の危険性を適切に判定し、必要に応じて緊急措置を行う。

処理場及びポンプ場においては、緊急調査の前に人的被害につながる二次災害の防止及び緊急調査における安全確保のための緊急点検を行う。

イ 処理場、ポンプ場については、大きな機能障害につながる二次災害の危険性を取り除くための緊急措置を実施するとともに、被害の状況に応じて漏水箇所の止水、流入・放流管の補修、機器の応急修理、仮設配管の布設など機能回復のための応急復旧工事を系列的に実施する。

ウ 管渠施設については、マンホールと道路の段差、道路の亀裂箇所等への安全柵、標識等の設置や周辺施設への浸水防止などの緊急措置を実施するとともに、排除に支障のある箇所及び道路陥没等二次災害のおそれのある箇所その他緊急を要する箇所について、管内、マンホール内の土砂の浚渫、仮管渠の設置などの応急復旧工事を実施する。

エ 家庭等が管理する排水設備については、民間の排水設備事業者等に協力を求めて、次の対応をとる。

- i 相談窓口を設置し、修理等の相談・紹介を行い、迅速な復旧を促進する。
- ii 緊急修繕班を編成し、避難所等のトイレのつまり、宅内ますの溢水等の緊急修繕を行う。

オ 地震による被害が甚大で、市だけでの早期復旧が困難である場合は、次により応援の要請を行う。

- i 「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく応援の要請

石川県下水道行政部局である環境部水環境創造課へ依頼し、中部ブロック
 応援本部へ応援要請する。

ii 応援協定締結自治体への応援要請

(2) 危険物保有施設

ア 発火危険物、有害薬品等に起因する爆発、中毒等の事故防止のための必要な措置を講ずる。

(3) 災害応急対策上重要な庁舎等

ア 防災上重要な施設及び設備の被害状況を点検し、本部に報告するとともに、防災活動を行うために必要な応急措置又は代替措置を緊急に講ずる。

イ 防災機能を確保するため、施設、電気、電話通信、水道、ガス等の必要な応急復旧工事を早急を実施する。

ウ 施設の一部又は全部が使用不能となった場合には、今後の方針を確立するとともに、業務実施に必要な代替措置又は移転措置等を早急を実施する。

10 災害時空地管理

災害応急対策や復旧活動実施の際の駐車場や資機材置場などの空地需要に対応するため、空地の現況を把握し、情報を管理して提供し、変化する利用ニーズに応じて利用調整しながら、合理的な活用を進める。

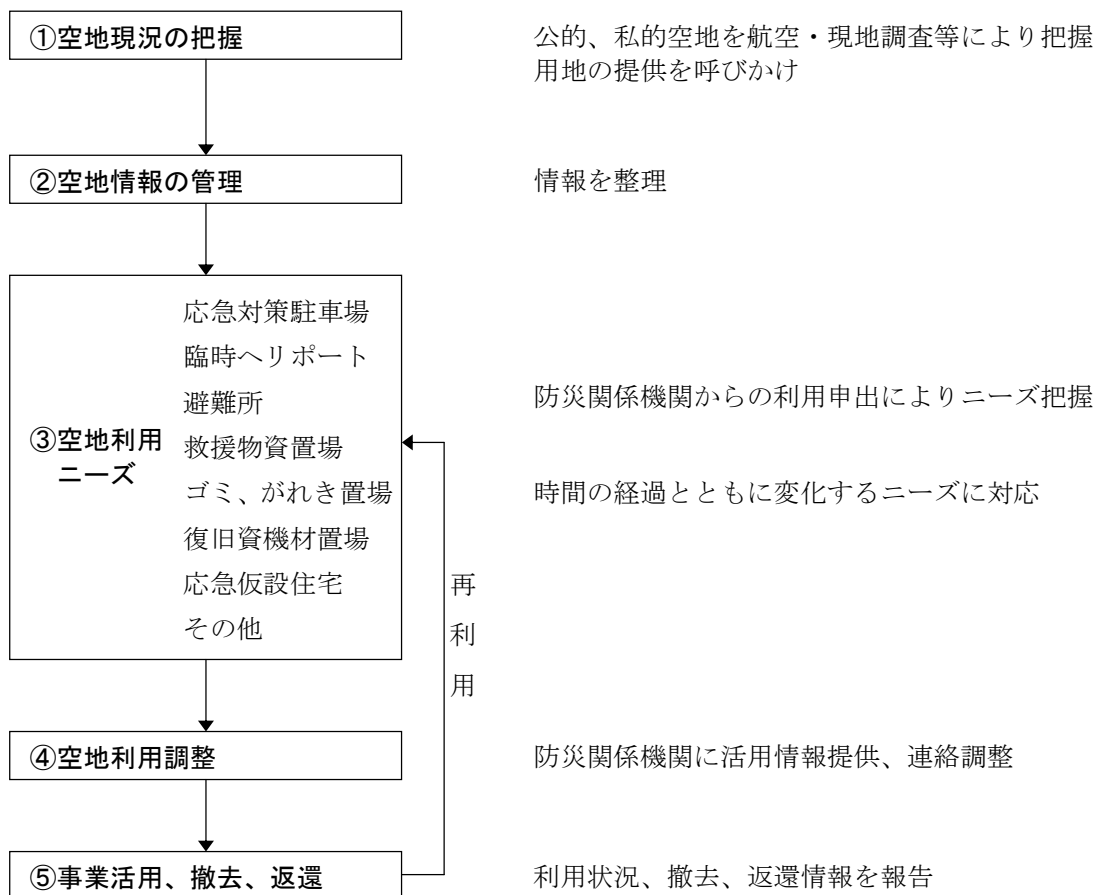


図 3-25-7 災害時空地管理のフロー

第26節 障害物の除去

所 管 □都市整備局、土木局…土木建設班、建築住宅班

1 基本方針

地震、津波災害に際して救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路等の確保を図る。

また、住居又はその周辺に運ばれ、日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物を除去する。

2 実施体制

(1) 道路、河川、港湾、漁港等の管理者

管理者が障害物を除去し、市は管理者に協力する。

(2) 市長

被災者の日常生活の確保を図るため、住居又はその周辺、管理する道路、河川、港湾、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、県及び関係機関にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

(1) 土木、公共施設

災害時における障害物除去は、概ね次の場合に実施する。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
- イ 河川のはん濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- ウ 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- エ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- オ その他公共的立場から除去を必要とするとき。

(2) 住居又はその周辺

災害救助法が適用されたときは、石川県災害救助法施行細則第4条の規定により、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去を、県知事が市長に委任している。

その実施は同法及び同運用方針によるが、概要は次のとおりである。

① 障害物除去の対象

- ア 当面の日常生活を営み得ない状態であること
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれていること
- ウ 自らの資力をもって除去できないものであること
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

② 除去の方法

市長は、救助の実施機関として技術者等を動員して実施する。

③ 除去の対象戸数

災害救助法の適用を受けた各市町村の半壊、床上浸水世帯の 15%以内。ただし、実情により県知事は障害物除去の戸数の融通を行うことができる。

④ 期間

災害発生の日から 10 日以内。ただし、特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(3) 自動車等

津波等により流出した自動車等が障害となっている場合は、これを撤去し仮置き場へ移動する。一定の原形を留めているものは保管し、所有者に連絡するよう努め、所有者の求めに応じ引渡す。(東日本大震災の事例より)

4 障害物除去計画の作成

市は、県と連携をとりながら、障害物の処理に係る方針や基準を連絡、調整し、各施設における障害物の種類及び量を調査して、処理期間を考慮した計画を作成する。

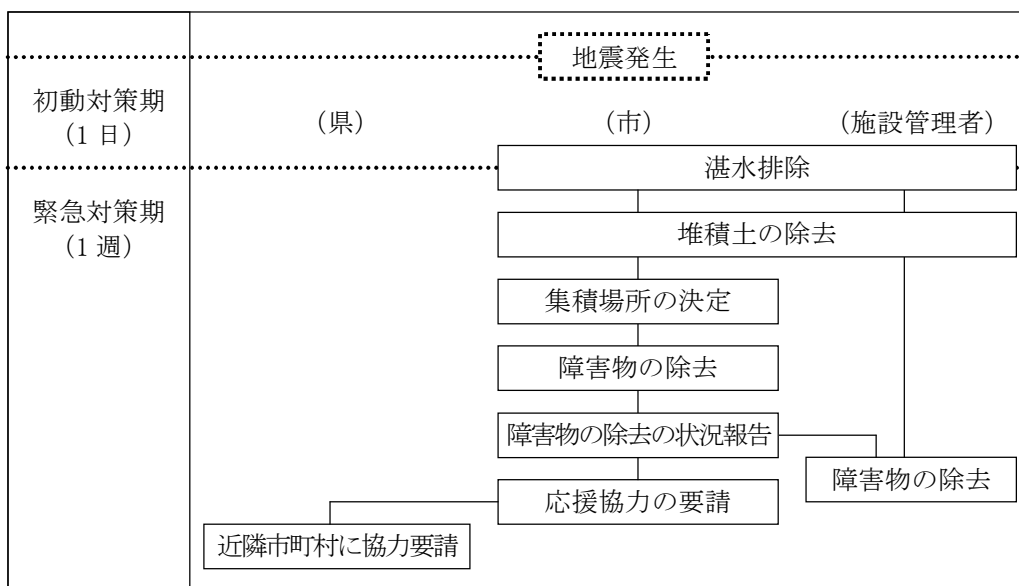


図 3-26-1 障害物除去のフロー

5 障害物除去の方法

- ア 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、概ね次の場所に廃棄又は保管する。

(1) 廃棄

- ア 市の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所

(2) 保管

- ア 保管する工作物等に対応した適当な場所
- イ 船舶航行の障害にならないような場所

7 湛水、堆積土砂、その他障害物の排除

(1) 湛水排除

市域における宅地又は農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。災害規模が大きく、市又は関係土地改良区が処理できない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂排除、宅地の安全

- ア 地域内における宅地又は農地等の堆積土砂の排除、宅地の保全是、原則として各土地所有者等が行う。
- イ 本部長は、被災状況を調査し、二次災害の発生のおそれがあるときは、土地所有者等に対して改善勧告又は改善要請を行う。
- ウ 本部は、住宅等に二次災害の発生のおそれのある個人の被災住宅で、低所得者の宅地について、必要最小限の応急措置を行う。
- エ 本部長は、災害の規模が大きく当該土地所有者等で処理し得ない場合は、県知事又は自衛隊等に応援を要請する。
- オ 国、県、市で現地調査を行い、二次災害が予想される緊急性のある山麓の土砂災害箇所について、国、県、市が事業主体となつての急傾斜、地すべり防止、治山などの応急復旧事業の実施を要請する。

（３）その他

立木等の障害物の除去は、（２）に準じて行う。

8 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、市は、生活環境への影響や保健衛生の面から、粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

9 障害物除去に関する応援、協力

市は、障害物除去に関する応援、協力が必要な場合は、本章第２節「応援要請」に示す手順によって、県、他市町及び防災関係機関等に要請する。

第27節 防災関係機関の対策

所 管 □危機管理監、市民局…防災班

1 基本方針

市民と密接な関係にある防災関係機関は、それぞれの基本的方針に基づいて、速やかに災害応急対策を実施する。

2 電 力

北陸電力株式会社は、防災業務計画に基づき、電力施設の災害応急対策及び災害復旧を図る。

(1) 防災体制の確立

災害の発生するおそれのある場合又は発生した場合は、あらかじめ定める災害対策組織による警戒・非常体制（警戒体制・災害対策総本部）を発令する。

(2) 通報連絡、情報の収集連絡、災害時の広報

無線伝送設備、有線伝送設備及び電話等を使用して通報連絡を行い、被害情報等を迅速、的確に把握する。

停電による社会不安の除去、感電事故や電気火災を防止するため、報道機関や広報車等により広報活動を行う。

(3) 要員の確保

対策要員を確保するとともに、他電力会社及び電源開発株式会社と復旧要員の広域運営を行う。

(4) 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達必要資材を速やかに確保する。

輸送は、車両、船艇、ヘリコプター等実施可能な運搬手段により行う。

(5) 電力の融通

電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認める場合、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社間融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を行う。

(6) 危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防、道路管理者等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

（７）応急工事

恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

（８）災害復旧

各設備ごとに被害状況を把握し、復旧順位により復旧計画を立てる。

配電設備では、病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先する。

3 通 信

通信事業者は、防災業務計画に基づき、地域防災機関と協力し、災害時に可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう防災対策を推進する。

（１）防災体制の確立

災害が発生するおそれのある場合、又は発生したときには、あらかじめ編成している災害対策組織による非常態勢を発令する。

（２）情報の収集、連絡

災害が発生したときは、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、情報を収集し、関係組織、機関と連絡をとる。

（３）通信の非常疎通措置

① 重要通信の疎通確保

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、通信網システム等疎通確保の措置をとる。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、利用制限等の措置をとる。

ウ 非常・緊急電話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 警察、消防その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

② 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合には、避難場所において被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

③ 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

④ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(4) 災害時広報

報道機関等を通じて、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、社会不安の解消に努める。

(5) 対策要員の広域応援

広範囲な地域において災害が発生した場合、全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

(6) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

4 放送（NHK、民間放送会社）

ア 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し、放送の継続確保を図る。

イ 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。

ウ 臨時ニュース、特別番組の編成等各メディアを有効に活用し、地震情報、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

5 鉄道・バス

(1) 応急措置

ア 鉄道・バス事業者は、乗客等の安全確保を図るため、運行停止などの規制や乗客等の避難誘導、地震情報の伝達等の措置を講ずる。

イ 鉄道・バス事業者は、被災状況の把握に努め、安全を確認した後、運転を再開する。

(2) 応急復旧

ア 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保等の措置を講じ、利用者等への情報提供を迅速かつ的確に行う。

イ 早期運転再開を期するため、必要な資機材及び車両の確保を図り、工事業者に

出勤を求める等必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

6 市中金融

- ア 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- イ 金融機関は、通貨の円滑な供給及び災害復旧に必要な資金の融通のための迅速かつ適切な措置を講ずる。
- ウ 財務省北陸財務局は、日本銀行金沢支店と協議のうえ、必要に応じ次の措置を講ずる。
 - i 災害関係の融資に関する措置
災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡略化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者等の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。
 - ii 預金の払戻及び中途解約に関する措置
 - 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した等の預金者については、り災証明書等の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者等の預金払戻の利便を図ること。
 - 実情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を講ずる。
 - iii 手形交換、休日営業等に関する措置
 - 手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。
 - また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、現金自動預払機等において預金の払い戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。
 - iv 汚損銀行券に関する措置
災害による汚損銀行券は、災害被災者等の要請に応じ、随時引き換えする。
 - v 営業停止等における対応に関する措置
窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。

第28節 危険物の応急対策

所 管 □経済局…経済対策班 □消防局…消防班

1 基本方針

危険物施設等が被災した場合は、取扱事業者、県、市等は、迅速かつ的確な情報を把握し、被害の拡大防止や火災、中毒などの二次災害を防止し、住民の安全確保に努めるとともに、早期復旧に努める。

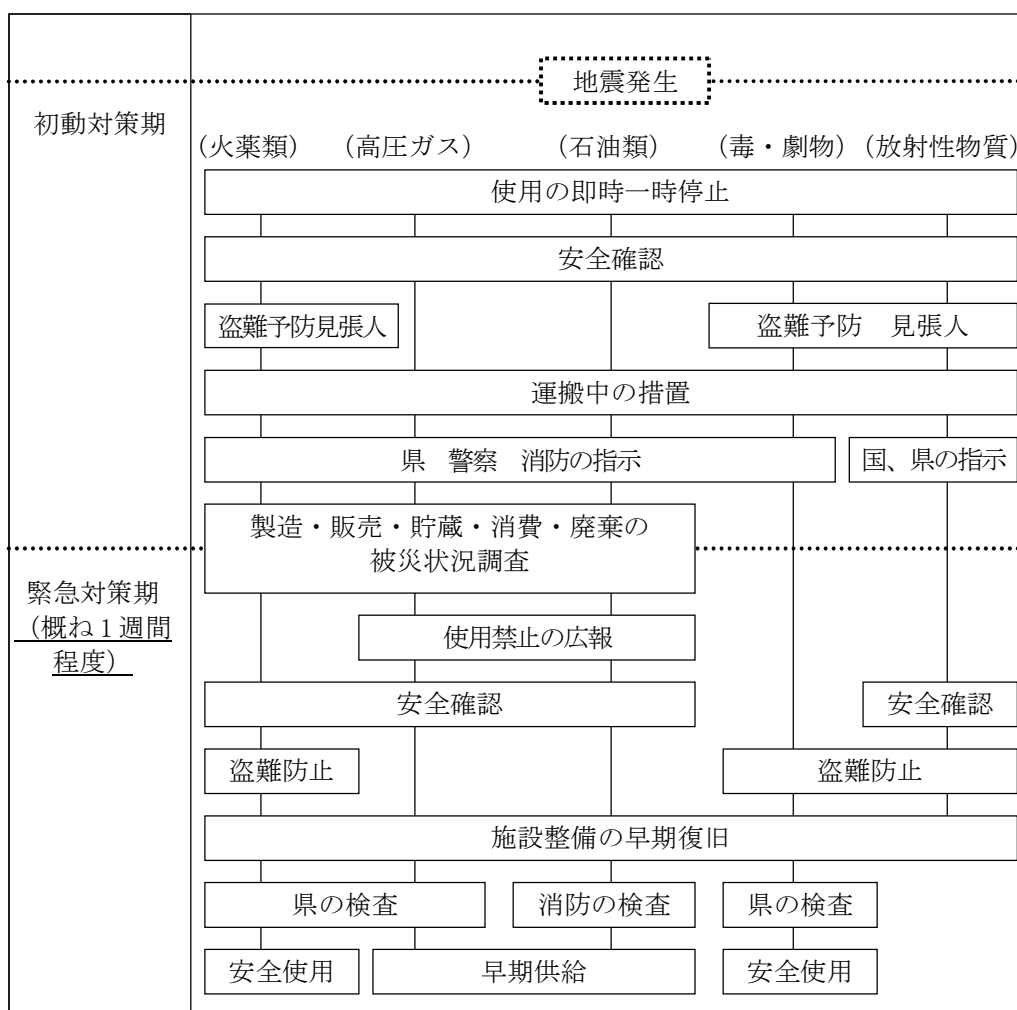


図3-28-1 危険物の応急対策のフロー

2 火薬類

(1) 応急措置

- ア 火薬取扱事業者は、火薬庫が被災した場合、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施し、市及び関係機関に状況を報告する。
- イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。
- ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。

(2) 応急復旧

事業者は、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

3 高圧ガス

(1) 応急措置

- ア 高圧ガス取扱事業者は、施設設備が被災した場合、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じ、市及び関係機関に状況を報告する。
- イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。
- ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。
- エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

(2) 応急復旧

- ア 事業者は、施設設備を法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。
- イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認を実施、又は実施への協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

4 石油類等

(1) 応急措置

- ア 石油取扱事業者は、施設設備が被災した場合、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講じ、市及び関係機関に状況を報告する。
- イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。

- ウ 販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被災状況を調査し、安全を確認するまで実施しない。
- エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

(2) 応急復旧

- ア 施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防局・署等の監督機関の検査を受ける。
- イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認を実施、又は実施への協力をし、確認された場合は早期に供給を図る。

5 毒物劇物

(1) 応急措置

- ア 毒物劇物取扱事業者及び取扱機関は、保管庫等が被災した場合、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施し、市及び関係機関に状況を報告する。
- イ 運搬中に被災した場合、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。

6 放射性物質

(1) 応急措置

- ア 放射性物質取扱事業者及び取扱機関は、保管庫等が被災した場合、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施し、市及び関係機関に状況を報告する。
- イ 運搬中に被災した場合、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。

(2) 応急復旧

盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

7 応急復旧の活動体制の確立

- ア 施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制を確立する。
- イ 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に努める。

第29節 水防活動

| | | |
|-----|--|------------------------------------|
| 所 管 | <input type="checkbox"/> 都市整備局、土木局…土木建設班、建築住宅班 | <input type="checkbox"/> 消防局…消防班 |
| | <input type="checkbox"/> 危機管理監、市民局…防災班 | <input type="checkbox"/> 総務局…総務情報班 |

1 基本方針

市及び防災関係機関は、台風接近時での震災など地震に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。特に津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意するものとする。

2 監視、警戒活動

地震による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「金沢市水防計画」の定めにより行う。また、災害の発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施するものとする。

3 応急復旧

地震、津波災害により堤防、海岸保全施設等に応急措置の必要が生じたときは、各施設の管理者は迅速かつ的確に応急復旧を実施する。特に点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。